

Focus 今月のフォーカス

このページでは、今月イチオシの情報に焦点を当ててお知らせします。

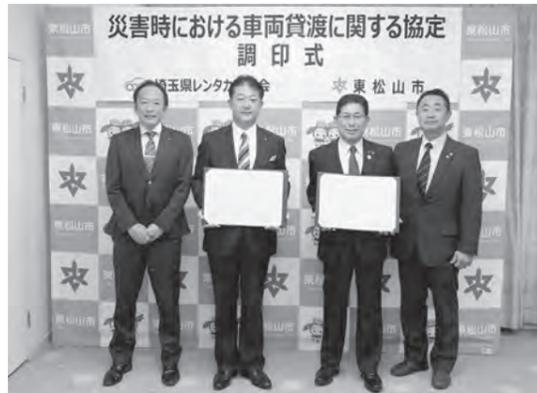
東松山市×埼玉県レンタカー協会 災害時協定を締結しました

12月17日(金)、埼玉県レンタカー協会と「災害時における車両貸渡に関する協定」を締結しました。この協定により、大規模災害発生時において車両の不足が発生した場合、埼玉県レンタカー協会に依頼することで協力可能事業者、車両、台数などの情報提供を受けることができます。そして、その事業者から車両の提供(貸渡)を受け迅速な災害対応を行うことができます。

問 危機管理防災課 ☎21-1405 FAX 22-7799



協定を結ぶ嶋田会長と森田市長



埼玉県レンタカー協会の皆さんと森田市長

ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意を締結しました

1月11日(火)、桶川市、川島町とごみ処理の広域化の推進に関する基本合意を締結しました。

今後は、基本合意をもとに、ごみ処理の広域化の課題解決に向け、3市町で協議してまいります。

問 環境政策課

☎63-5006 FAX 23-7700



写真左から 桶川市小野市長、川島町飯島町長、森田市長

東松山市農林公園のお得な情報です

毎月15日は「いちごの日」

摘み取り期間中の「15」の日にはいちご摘み取り体験参加者に丘の上のカフェ Heuvel(フーヴェル)で利用できるドリンク割引チケット(100円引)をプレゼントします(1パックにつき1枚)。



丘の上のカフェHeuvelバレンタインメニュー

2月12日(土)・13日(日)の2日間、バレンタイン限定メニューを提供します。

- ・ガトーショコラ 450円
- ・いちごティー 300円
- ・ホットココア 300円

問 市農林公園 ☎39-0150



ガトーショコラ



いちごティー

新型コロナウイルスの影響を受けた人への生活支援



子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために臨時特別給付金を支給しています。

対象児童 次のいずれかに該当する児童

- ・令和3年9月分の児童手当の支給を受けている児童
- ・平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ・令和3年9月1日～令和4年3月31日に生まれた児童手当支給対象の児童

支給対象者 対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い人(児童手当受給者等)

給付額 児童1人につき10万円

※詳細は市HPをご確認ください。

問 子育て支援課 ☎21-1461 FAX 23-2239



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

政府の緊急経済対策に基づき、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給します。

対 次のいずれかに該当する世帯

- ・令和3年度住民税非課税世帯
- 対象世帯には順次「確認書」を送付します。内容をご確認のうえ、返送をお願いします。
- ・家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入等が住民税非課税水準以下になった世帯が対象です。給与明細等をご用意のうえ、申請をお願いします。

給付額 1世帯あたり10万円

※詳細は市HPをご確認ください。

・その他、生活にお困りの人は社会福祉課へご相談ください。

問 社会福祉課 ☎21-1408 FAX 24-6066



子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることにより、影響を受けているひとり親世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

対象児童 18歳になって最初の3月31日までの児童(一定の障害がある場合は、20歳未満)

支給対象者 対象児童を養育し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分も含む)の支給を受けておらず、次のいずれかに該当するひとり親の人

・公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

※令和元年中の収入額が児童扶養手当を受けられる水準を下回る人

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人

給付額 児童1人につき5万円

申請期限 2月28日(月)

※詳細は市HPをご確認ください。

問 子育て支援課 ☎21-1461 FAX 23-2239



子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることにより、影響を受けている子育て世帯(ひとり親世帯を除く)に子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

対象児童 18歳になって最初の3月31日までの児童(一定の障害がある場合は、20歳未満)

支給対象者 対象児童を養育し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分も含む)の支給を受けておらず、次のいずれかに該当する人

・令和3年度の住民税(均等割)が非課税で15歳年度末経過後の児童のみ養育している人

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月1日以降の収入が住民税非課税相当になった人

給付額 児童1人につき5万円

申請期限 2月28日(月)

※詳細は市HPをご確認ください。

問 子育て支援課 ☎21-1461 FAX 23-2239